

石見美肌旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石見観光振興協議会（以下「協議会」という。）が、石見美肌旅行商品造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 石見地域への観光及び温泉入浴を目的とした貸切旅行商品に対して補助金を交付することにより、石見地域への団体旅行商品造成を促進するとともに、観光客の誘致を拡大すること及び美肌観光を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容及び補助金の上限額は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

(2) 対象事業

次の要件をすべて満たす「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」（以下、「対象事業」という。）とする。

① 以下のⅠまたはⅡを満たすプランであること

Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で別表1に掲げる食事を取り、石見地域内で温泉入浴を行うプラン

Ⅱ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で別表1に掲げる食事を取り、石見地域内の2市町以上の別表2に掲げる観光施設等へ立ち寄るプラン

② 募集要項等に「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマークデザインを使用すること

③ 島根県内を出発する旅行は、1団体の構成人数が、催行実績で5名以上、島根県外を出発する旅行は、1団体の構成人数が9名以上であること

④ 令和2年6月10日以降に出発し、令和3年3月31日までに帰着する旅行であること

⑤ 対象事業が、島根県及び公益社団法人島根県観光連盟が実施する補助金を受けていないこと

(3) 補助金の額及び上限額

補助金額	以下のⅠまたはⅡを満たすプランであること	25,000円
	Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内で温泉入浴を行うプラン Ⅱ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内の2市町以上の観光施設等へ立ち寄るプラン	

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、事前に補助金交

付申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を決定し補助事業者へ通知する。
- 2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請）

- 第6条 補助事業者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

- 第7条 補助事業者は、補助事業が終了したときには、補助事業完了後14日以内に補助金実績報告書（様式第5号）に以下の書類を添付し会長に提出しなければならない。

（1）添付書類

- ①旅行の全行程がわかる資料
- ②観光施設等が発行する立ち寄り証明書（様式第7号）又は領収書

（補助金の額の確定）

- 第8条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

- 第9条 補助金の支払は精算払とする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（帳簿の整理）

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

（その他）

- 第11条 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。
- 2 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 8 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

食事の条件	(1) 昼食又は夕食であること。おやつ(軽食)は含まない。 (2) バス車内や列車内での移動中にとる弁当等による食事は含まない。 ただし、石見地域で製造された弁当等による食事は対象とする。 (3) 自由行動する場合にあって、旅行行程等で自由に食事をとることが確認できるときには対象とする。
-------	---

別表 2 (第 3 条)

観光施設	条件等
・ 温泉 ・ 食事提供施設 ・ 特産品等販売施設 ・ 道の駅 ・ 有料観光施設 ・ 見学施設 ・ スキー場	(1) 施設の立ち寄り証明書又は施設の領収書の発行が受けられること (2) 立ち寄り時間が 15 分以内、またはもっぱらトイレ休憩だけを目的とした立ち寄りは除く。 (3) 観光地(石見銀山、津和野町殿町通りなど)において特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合であって、以下の要件を満たすときは、立ち寄り証明が受けられなくても 1 カ所として数えることができる。 ① 当該自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること ② 旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること